

嘉慶四（1799）年九月後半上諭の訳注および考察 —清朝嘉慶維新研究序説—

相 原 佳 之
豊 岡 康 史
村 上 正 和
柳 静 我
李 侑 儒

はじめに

嘉慶四年（1799）正月初三日、乾隆帝が死去し、嘉慶帝の親政が始まった。乾隆帝の信任を得て権勢を誇っていた当時の筆頭軍機大臣和珅を排除し、次々と改革案を打ち出していった嘉慶帝の親政は、当時から「維新」と呼ばれ、アヘン戦争や太平天国戦争に直面する十九世紀清朝の政策基調の前提を形作ってゆくことになる¹。

著者らは、親政初期の状況を明らかにするため、嘉慶四年の上諭を月ごとに翻訳・解説する作業を行ってきた。これまでにその成果を月ごとに発表しており、本稿はその続編として、嘉慶四年九月後半の上諭を選訳するものである。

本研究に関する研究史整理については、「嘉慶研究序説（一）」（『環日本海研究年報』第23号、2018年）において述べている。新たな研究成果の発表はあるものの、既にオープンアクセス化しており、重複を避けるため本稿では省略する。

底本には中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000年）と、『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB）を用いた。「No.〇〇〇」と表記されているのが『嘉慶道光兩朝上諭檔』所収の上諭である。

文中の【 】は嘉慶帝によって加筆・訂正された箇所である。「之」や「所」といった文章を整えるための修正や、意味の違いが生まれない微細な文言訂正については、省略している。（ ）は訳者による補足である。また『仁宗睿皇帝実録』には白蓮教反乱の鎮圧に関する上諭が数多く収録されているが、紙幅の都合から割愛している。

主要な人物には、中央研究院歴史語言研究所の人名権威資料庫を用いて註に簡単な略歴を

1 豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」（『信大史学』第40号、2016年）。ならびに豊岡康史・相原佳之・村上正和・李侑儒・柳静我「清朝中期の構造変動と「嘉慶維新」（1796-1820）」JFEアジア21世紀財団『アジア歴史研究報告書』2019年度、2020年）

附したが、前稿までに登場した人物については、省略している。

・九月十六日（辛未）

No.954

嘉慶四年九月十六日、内閣が命令を受けた。

本日、元江蘇按察使の布顔が行在で請安摺を提出した。布顔は春にも宮門で奏摺を提出し、その際に謁見したが、その言語は錯謬しており、まだ病気が治っていないようなので、すぐに家で静養するよう命じた。今、行在まできて請安摺を提出しているのに、軍機大臣に事情を尋ねさせたが、説明することができなかった。

布顔は以前、按察使を務めたが、病気で所属旗に戻ったもので、たびたび奏摺を提出するのは体制に合わない。布顔については、外出して騒ぎを起こすことのないように、所属旗の都統らが厳しく監視せよ²。」

・九月十八日（癸酉）

『仁宗睿皇帝実録』 卷52

軍機大臣らに命じる。那彦成（工部尚書・欽差大臣）の上奏に、「軍事上の失敗を犯し、明白に罪に問えるものについては、上級官員は厳しく弾劾して処分し、武官以下は上奏を行う一方、軍法に従って処分する」とあった。

軍隊の長年の怠惰・疲弊は力を尽くして改善し、綱紀を一新しなければならない。兵丁が規律に反した時には即座に処分するべきである。武官以下については、必ずや罪に応じて詳細な報告を行ってから、はじめて重く罪に問うべきである。永保などが長らく賊との遭遇を避けていたことは既に明らかなので、すぐに処分を下すことが出来るけれども、朕はなお必ずや那彦成らに審理をゆだねる。

またすでに革職された將軍富成、遊撃尤漢玉は、いずれも賊の掃討に尽力せずに拘束されて審問を受けたが、審理ののち許すべきところもあったので、極刑に問わなかった。

これは、軍紀肅清の中にあっても、詳細な審理によって、みだりに重罰を下さないようにする朕の意図によるものである。那彦成は朕の考えに沿って慎重に処理をすすめるように。我が朝の経略大臣は、これまで先に処刑して事後報告するようなことをしてはいない。欽差大臣は言うまでもない。人命は極めて重く、万一罪状が未確定であるのに処刑しては大きな問題となる。これは、朕が那彦成の将来を案じているからであって、那彦成はさらに慎重に

2 布顔は江蘇按察使であったが、嘉慶元年に病となって退任していた。宮中檔奏摺嘉慶朝、文献番号404000366、嘉慶元年三月二十八日。

行動するように。もし実際に軍事上の失敗を犯した者がいれば、たとえ末端の官員でも、律に従って処分案を作成し、朕の判断を待ち対処せよ。自分で勝手に行ってはならない。この命令を伝えよ。」

・九月二十一日（丙子）

No.973

軍機大臣が盛京將軍の琳寧に伝える。嘉慶四年九月二十一日、命令を受けた。

「瑚図靈阿（盛京戸部侍郎）の上奏には、「旗人張耀が盛京工部に、牛莊の葦塘（葦が多く生える池）では、牛莊と蓋平の境界が不分明でしばしば裁判沙汰になり、結審が遅れていると訴えてきた。担当の盛京工部の役人を、吏部で議処するよう求める」とあった。

この葦塘は、塩廠官塘（塩製造施設で用いる葦を取るために官が管理する池）に隣接するもので、障害物はない。塩莊頭は、張耀が訴えてきた葦塘は長らく塩の煎熬や薪・柴を集める官廠に付属するものと主張している。一方、張耀によれば、内務府の塩廠は蓋州にあり、牛莊側ではないという。さらに塩莊頭は以前から、この塩煎熬用の柴採取にかこつけて土地を占拠してきたとも称している。

訴える内容は相互に異なっており、また瑚図靈阿の上奏もはっきりしないところがある。琳寧に銘じて、牛莊・蓋平の境界について詳しく調査し、さらにこの案件について、どうして断続的に訴訟が続いているのかについても、事実に基づいて明確に上奏せよ。瑚図靈阿が求めた担当の盛京工部の役人を吏部で議処する件についても、琳寧の調査終了後に、再度検討するように。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No.974

軍機大臣が協辦大学士・閩浙総督の書麟、福建巡撫の汪志伊に伝える。嘉慶四年九月二十一日、命令を受けた。

「御史梁上国の上奏には、「福建福寧府福鼎県には、不法の悪漢である莊慶長、丁縑、董希聖などが潜み、結託して悪だくみをしているので、速やかに対応策を講じて地方を安んじるように」とあった。

漳州・泉州地方では、以前からこれらの悪漢どもが天地会を作るといいたてて寄り集まってきたが、地方官はこれらの案件があっても往々にして隠匿して報告せず、その結果、悪漢どもは何はばかることなく盗み、略奪を行っている。

今回、梁上国が上奏した、福鼎県において悪漢どもが害をなしている件は、すでに姓名も明らかで、一人一人を取り締まるのも難しくない。現在、玉徳が謁見の為京師を訪れており、書麟が浙江巡撫代理を兼ねている。玉徳が任地にもどるまでまだ時間がかかるだろう。書麟に伝えて、有能な上級官僚を派遣して、汪志伊とともに先に注意深く捜査を行い、書麟が福

建に戻ってから、すぐに巡撫汪志伊らとともに摘発にあたり、悪漢どもが隠れているところや、集団で仲間を集めている様子などを手段を講じて明らかにせよ。ただし動向を悟られることなく、適切に対処するように。

とくに主犯については該当するものを捕らえて処罰すれば、その他のものどもは必ずや噂を聞きつけて散り散りになるだろう。書麟と汪志伊はもとより因習におぼれて腰が引けては良くないが、慌てて対処して大暴動を起こさせるようなことがあってはならない。梁上国の上奏文の原文も添付する。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

・九月二十二日（丁丑）

No.978

嘉慶四年九月二十二日、内閣が命令を受けた。

「倭什布（湖広総督）らから、湖北省の嘉慶元年、四年の二回分の人事評定に関して、期限を緩めてほしい旨、上奏があった。倭什布は着任以降、すぐに兵を率いて防衛に当たっており、人事評定を行う暇はない。また布政使の孫玉庭も湖北に着任したばかりで、属員の能力についてしっかり把握できてない。

また湖北省の官員の多くは自分の管轄の防衛や、軍需関連の業務を担当しており、いまずぐ評定を行うのはよろしくない。湖広総督倭什布の求めのとおり、湖北省の嘉慶元年・四年の二回の人事評定は、嘉慶五年・六年に延期して行うように。担当部局も承知せよ。」

・九月二十三日（戊寅）

No.985

嘉慶四年九月二十三日、内閣が命令を受けた。

「本日、軍機王大臣が河南偃師県の民人楊道純による献策を提出した。朕が詳しく閲読すると、「内部の悪は既に誅殺され、外部の弊害を除くべきである。民衆を困窮から救い、国の根本を固くし、民心を安んずれば賊を滅ぼすことができる。民を安んずるには、まずは積弊を除かねばならない。倉庫・漕糧は実に国の根本であり、同時に弊害が大きいものでもある。命令を下して厳しく禁令を出し、規定に従って適切に対応することを望む」などであった。

楊道純が民人の身で献策を行うことは、差支えがないわけではないが、その内容は地方で行うべきことであり、また上奏文の型式にもあっている。提案内容については、現在適宜行われているもので、もし内外の臣下たちの提案が適切であるなら、喜ばしいことこの上ない。楊道純は（『国語』の）「庶人伝語」の意義に合致している。特別に恩賞として、従九品未入流とし、直隸総督の胡季堂に身柄を渡して仕事をさせ、もしふさわしいポストに空きがあれば

ば、吏部に通達して任命させるように。」

・九月二十四日（己卯）

No.990

軍機大臣が陝甘総督の台布、甘肅提督の蘇寧阿に伝える。嘉慶四年九月二十四日、命令を受けた。

「蘇寧阿の上奏によると、九月初九日、阿郎杆の番賊200名あまりが巴爾兔方面から現われ、放牧していた馬匹4群を奪っていった。既に遊撃阿玉爾に兵300名を率いさせて派遣し、まず現地で追撃し、さらに蘇寧阿はみずから現地を訪れ調査し、取り締まりを行っているという。対処は妥当である。

青海の番賊は、もとより略奪をこととしているが、ただチベット辺疆及び青海で家畜などを略奪するのが常であった。しかし最近では、番賊は蒙古の廟宇を襲って、テントや物品を奪い、さらには章京を銃殺するなどの事件も起こしており、恣に暴れまわっているが、それでもなお、内地の官馬を略奪することはなかった。

今回、ついには甘標後營の放牧している馬匹を略奪すること千数百頭もの多きに至り、不法は既に極まっている。番賊がかくも凶暴であるのは、まずは奎舒（元西寧辦事大臣）が普段の取り締まりを行うことができず、その驕りを助長したのであるし、もう一つには、当地の番賊が陝西・甘肅には教匪が逃げ込んでいて、官兵は掃討に忙しく、大半が動員されていて営汛が無人化していることを探知して、すきを見て略奪に来たのであろう。大いに懲罰を加えねばならない。

松筠（陝甘総督）は現在漢中一带に駐留して軍務に当たっている。布政使の馬慧裕は巡撫代理を務めて以来、なべて妥当な対処を行っている。このまま巡撫代理とする。台布が陝西に着任したら、速やかに甘肅・涼州に赴き、先に索費音阿（甘肅肅州鎮総兵）³や広厚（西寧辦事大臣）と顔を合わせてよく相談し、甘肅・涼州の兵1000名あまりを動員せよ。台布は、すみやかにこれらの兵を率いて西寧に赴き、調査して対処せよ。

ただし当地の番賊はもともと強悍で狡猾であり、一方、甘肅、涼州の兵丁は強兵とはいいがたい。台布は現地に到着したら、軍営をたてて厳整さを示すようにせよ。さらに優秀な官員を派遣し、外地の番衆に曉諭して以前略奪した蒙古の馬やテント、章京を銃殺した犯人を差し出させ、数量を確認して賠償させよ。奪われた貝子濟克默特伊什の家畜および、今回略奪した甘標の放牧馬、略奪の犯人、略奪品や馬などを悉皆返還すれば、そのままこの件は完結させてもよい。

もし従わない場合は、これらの強横な番人に対しては、決して再び許して禍根をあとに残

3 索費音阿（索費英阿）。阿畢魯勒氏。満洲鑲黄旗人。乾隆五十五年から甘肅肅州鎮の総兵であった。

すことがあってはならない。必ずや厳しい処置を行い、懲罰の意を知らしめよ。しかし、台布はすぐに功績を求めてはならず、軽率に攻撃するのはやや誤った対応といえる。あるいは当地の番人が衆を恃んで抵抗し、官兵が境界地域に赴いて予想外のことが起きて大事になれば、むしろ対処が困難になる。台布はさらに慎重に対応するように。これを一日六百里の駅伝で伝えよ。」命令に従い伝える。

No.992

嘉慶四年九月二十四日、内閣が命令を受けた。

「朕が安徽省の情実（死刑執行該当者）のリストを確認したところ、陳用敷（安徽巡撫）が題本において緩決（執行延期）としたもののうち、刑部で情実に変更したものが合計9件あった。それらの内容をみると、刃物で多数の人命を奪ったもの、良家の妻女を奪い取って姦淫し妻としたもの、徒弟を生き埋めにしたもの、老人や子供を殴り殺したものなどであった。みな怒りに任せて凶行に及んだものであり、情実として死刑を執行すべき犯人たちである。

しかるに陳用敷がこれらを緩決として提案してきたのは、誤った処理である。陳用敷の意図を推測するに、今年の春に陳卿延が関所の兵餉をだまし取った件で、即刻死刑を提案したが、朕の命令を経て、当該巡撫に審理をさせた時に、当該犯人を本律に従って絞監候としたことを念頭に置いたのであろう。また本年、上奏があり、量刑の誤りについての処分は行わないことが、該当部局の議論を経て決定されたこともあろう。

陳用敷はついに朕の意図が軽い方向に振れていると勝手に忖度し、秋審によって情実とすべき犯人について、その罪状の重軽を問わず、概して緩決にした結果、刑部から9件も訂正されることとなったのである。そもそも陳卿延の事件は、もとより律によれば絞監候にとどめるべきものであり、陳用敷が律から外れて重い罪を提案したので、命令によって変更した。この案件は情実に入ったので、将来死刑を執行することになるが、なお律に従って処理したものであり、意図的に軽くしたわけではない。

朕は親政開始以来、たびたび刑罰に関わる衙門に勝手に「いえども・ただし」などの語句を使わないように、あるいは規定外の過度に重い処罰を取り決めた条目を引用しないように指示している。おもうに、実際の状況をもとに律を定め、情と法のバランスを取ろうとするのに、わずかでも意図的に軽重をつけることがあってもよいだろうか。

もし以前の命令があったので総督・巡撫たちが刑罰を軽い方向に偏らせたのなら、朕の意図を誤解している。大清律例は、みなわが祖宗がバランスを取って制定したもので、法の意図は明らかである。朕はただ、謹んでこれまでの法に従って、自分の意見を混入させないようにしているのであり、総督・巡撫がどうして忖度して、勝手に律外に罪を増減させることが許されるであろうか。

世俗にはわざと罪を軽くして、死罪をまぬかれさせることで隠れた善行を積むという考え

があるが、みな料簡の狭い考えであり、裁判文書作成にこのような考えを反映させてはならない。もし、本来償うべき犯人をおおむね寛容に扱ってしまうなら、黄泉の死者は恨みを晴らせないではないか。正しく人を生かすことを仁というが、正当に人を殺すことも仁というべきである。

今後、各総督・巡撫は量刑提案に当たり、かならず律に従って行うべきであり、かつてに重くしたり軽くしたりすることなく、公平な態度をとるように。陳用敷と按察使の福慶については、秋審にあたり誤りが9件もの多くにのぼったことから、担当部局にゆだねて議処とする。陳用敷はすでに病のために故郷に帰っている。病が癒えて復職する際に再び指示を下す。この命令を各総督・巡撫に伝えよ。」

・九月二十五日（庚辰）

No.994

軍機大臣が陝甘総督の松筠、陝西巡撫の台布、甘肅提督の蘇寧阿に伝える。嘉慶四年九月二十五日、命令を受けた。

「蘇寧阿から、番賊に奪われた放牧馬をすべて取り返した旨、上奏があった。対処は大変良い。蘇寧阿が、阿郎杆の番賊によって放牧中の馬4群が略奪されたと上奏したので、台布に甘肅・涼州方面に向かわせ、当地の兵1000名あまりを選抜して、そのうえで西寧に行き対応するように命令した。

今回の上奏によると、くだんの番賊は、兵丁の追跡を受けたため、奪い去った馬匹をすべて放棄し、東南の山間に向けて逃げ去ったという。賊もなお恐れを抱いているようなので、台布は以前の命令に拘泥して兵を率いて赴くことのないように。ただし、もともと番賊どもは詭計に長けているだろうから、逃げ去って戻ることがないとはいいがたい。官馬を放棄したとしても、馬を奪った主犯は必ず逮捕して処刑すべきであり、そうしてはじめて戒めを示すに足る。

現在、蘇寧阿は当地にあって官兵を派遣して取り締まりに当たっている。松筠と台布もまた、人を使わしそれぞれ情報を集め、もし番賊がなお敢えて抵抗するようであれば、軍を出して威圧すべきである。この場合には台布は、なお以前の命令に従い、甘肅・涼州の官兵を派遣し、自ら率いて取り締まりに当たれ。蘇寧阿は、現地の牧場を訪れ、交通路について調査を行い、兵を派遣して取り締まりに当たっているというが、この対処は素晴らしい。番賊どもが大胆にも牧場の馬を奪い取ったことは、法をないがしろにする行為であり、国体にかかわるものである。馬を取り返すことを重視するだけではなく、大いに懲罰を与えるべきである。

当地の提督の上奏によれば、すでに遊撃の阿玉爾が兵300名を率いて派遣され、追撃に当たっているという。この兵だけで犯人を全て逮捕できればそれでよい。もし兵が足りないよ

うであれば、蘇寧阿はすぐに上奏するとともに松筠、台布に連絡し、追加の兵丁を派遣し、軍威を高めるように。外委劉全印は、兵60名を率いて番地に深く入り込み、すべての馬を取り返してきた。奮闘したと評価すべきである。蘇寧阿は、自身が率いる提標のうちに把総のポストの空きがあれば、すぐに劉全印を抜擢して充て、奨励とするように。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No.995

軍機大臣が江蘇巡撫の岳起に伝える。

嘉慶四年九月二十五日、命令を受けた。

「以前、畢沅が湖広総督の任にあったとき、地方を整頓できず、統治を誤ってしまったために、白蓮教匪が隠れて集団を形成し、すきをついて反乱を起こしたのである。畢沅は属員を率いて速やかに摘発することもできず、現在に至るまで匪徒は四川、陝西の各省まで蔓延し、ながく撲滅できずにいる。いずれも教匪が暴動を起こした当初の畢沅の対応が悪かったためであり、その罪は極めて重い。

現在、倭什布（湖広総督）の調査報告によれば、胡齊崙が手がけた軍事費の帳簿を見ると、畢沅は兵を率いる大官に付け届けをもっとも多く送っていた。さらに、自ら持ち出した銀は45000両余りになる。以上は、畢沅が地方統治に失敗したのみならず、また軍事費の各項目を勝手に支出し、付け届けに用いたもので、法を枉げて私腹を肥やすこと、これより甚だしきはない。

畢沅は既に亡くなり、幸運にも自ら罪に服することはないが、その家族が何事もなく多くの財産を受け継ぐことがあって良いものか。岳起はすぐに畢沅の財産を厳しく調べて没収し、わずかでも隠匿されることのないようにせよ。

また畢沅の子孫が現在出仕しているかどうかを確認し、あわせてリストにして報告し、朕の別の指示を待て。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える⁴。

4 翌二十六日、嘉慶帝は畢沅の子孫の爵位ならびに恩蔭により与えられた生員の地位を剥奪した。（『嘉慶道光兩朝上諭檔』第4冊、九月二十六日、No.1012）。以下、『上諭檔』と略称する。

No.997

永保			
年月日		金額	
嘉慶元年	五月初三日	元宝二十個	畢沅送
	七月初十日	紋銀八千兩	沈姓帶京
	十二月二十六日	銀二千兩	畢沅送盤費
	四月二十四日	銀二百兩	未註明何人餽送
	五月初二日	銀三千兩	未註明何人餽送
	七月十九日	銀三千五百兩	未註明何人餽送
合計：銀二萬三千七百兩			
嘉慶元年	三月十九日	打銀牌紋銀十兩	
	三月二十九日	五錢重銀牌一百面	
	四月十七日	五錢重銀牌一百面	
	五月初二日	一兩重銀鏤一千個	
	五月初三日	打銀鏤紋銀一千兩	
	五月初八／十日	五錢重銀牌一百面	
	五月二十四日	五錢重銀牌五百面	
	六月初一日	五錢重銀牌四百面	
合計：銀二千六百一十兩			
不明		大銀牌八十面 小銀牌二百面	

No.998

慶成			
年月日		金額	
嘉慶元年	六月十九日	元宝二十個	畢沅送
	十二月初六日	元宝十二個	畢沅送
	十二月初六日	銀六百兩	畢沅送
	十月初四日	銀一千兩	胡齊崙送
合計：銀三千二百兩			
嘉慶元年	五月初八／十日	一兩重銀鏤五百個	
		五錢重銀牌一百面	
	五月二十四日	五錢重銀牌二百面	
	六月初一日	五錢重銀牌二百面	
合計：銀七百五十兩			
	十月十六日	軍裝銀一万九千一百四十九兩	

No.999

鄂輝			
年月日		金額	
嘉慶元年	五月初三日	元宝二十個	畢沅送
	九月二十日	元宝二十個	畢沅送
	三月二十四日	銀二百兩	未註明何人餽送
	四月十九日	銀二百兩	未註明何人餽送
	四月二十一日	銀五百兩	未註明何人餽送
	八月十四日	銀一千二百兩	未註明何人餽送
	八月二十日	銀五百五十兩	未註明何人餽送
合計：銀四千六百五十兩			
嘉慶元年	四月初十日	五錢重銀牌一百面	
	四月二十一日	二錢重銀牌一百面	
	四月二十五日	五錢重銀牌一百面	
	五月初二日	一兩重銀鏤五百個	
	五月初八日	一兩重銀鏤二百個	
	五月二十四日	五錢重銀牌三百面	
	未註明月日	二錢重銀牌二百面	
合計：銀一千零十兩			
嘉慶元年	六月初一日	銀牌二百面	未註明分兩
		大銀牌五十面 小銀牌一百面	未註明分兩

No.1000

畢沅		
合計金額	四万五千七百二十四兩零	内：惠齡と共同で一万一千兩

No.1001

惠齡			
年月日		提供金品	
嘉慶二年	二月十二日	宮袖袍褂四十副	価：銀五百七十二兩
	二月十二日	銀一万兩	
	二月十二日	大呢一板	価：銀八十五兩
合計：銀一万零六百五十七兩			
嘉慶元年	十二月二十五日	銀一万一千兩	畢沅と共同

No.1002

明亮			
年月日	金額		
嘉慶元年	五月初三日	元宝二十個	畢沅送
	九月二十日	元宝四十個	畢沅送. 赴湖南盤費
	四月二十四日	銀二百兩	未拋註明何人餽送
	八月二十日	銀五百五十兩	未拋註明何人餽送
	中秋節	銀一千兩	未拋註明何人餽送
嘉慶二年	二月十八日	銀一百兩	胡齊崙送
	二月二十一日	銀一百兩	汪新送
合計：銀四千九百五十兩			
不詳	五錢重小銀鏤五百個		
合計：銀一千三百九十一兩			
不詳	買馬銀一千一百四十一兩	提	

No.1003

恒瑞			
年月日	金額		
嘉慶元年	五月初三日	元宝二十個	畢沅送
	十月初十日	元宝四十個	畢沅幫恒秀贖罪
	六月二十九日	銀二千兩	未拋註明何人餽送
	十月初十日	銀一千兩	未拋註明何人餽送
	五月初二日	元宝四個	提
合計：銀六千二百兩			
嘉慶元年	四月二十九日	五錢重銀牌一百面	
	五月初二日	一兩重銀鏤五百個	
	五月初八日	一兩重銀鏤二百個	
	五月二十四日	五錢重銀牌二百面	
不詳	二錢重銀牌五十面		
合計：銀八百六十兩			
不詳	銀牌二百面	未拋註明分兩	

『仁宗睿皇帝實錄』 卷52

また命じる。先頃倭什布（湖広総督）が、胡齊崙が手がけた軍事費の件で、帳簿を提出してきた。そこには各軍營の勝手な引出しや総督・巡撫の付け届けのやり取りなどが縷々記載されており、実に驚きに堪えない。軍事費は兵を養うことで賊を平らげ、民を安んじるためのものである。賊匪鎮圧開始以来、戸部が支出した銀は7000万兩の多きに至るが、ここには

各省から送られる協餉は含まれていない。

もしも実際に必要な分だけが支出されていたなら、兵は精強、糧食は十分で、士気も高まり、早くから賊匪を撲滅できたに違いない。どうして、兵士の服は乞食並みにぼろぼろで、年月を経ても成果が見られないようなことがあるだろうか。毎年の支出もついにはみな彼らの法を曲げて私腹を肥やすのに用いられており、兵士への手当には用いられていない。兵士が疲れ切り、士官が命令に従わないのも無理はない。帳簿を調べたところ、永保が利用した分が最も多く、慶成のものも少なくない。すでに永保と慶成の財産は調査・没収が行われている。リストを那彦成、松筠に渡し、項目ごとに厳しく尋問し、金額に従って罪を定めよ。いささかも虚偽・怠慢は許さない⁵。

『仁宗睿皇帝実録』 卷52

また命じる。湖北で支出された軍事費はなお少ないが、このような不正が既に発生している。四川の軍需はこの数倍では足りないほどの規模である。胡齊倫は道員にすぎないが、四川で軍事費管理に当たる宜綿、英善、福寧らは、それを担当して久しく、勝手な支出や付け届けのやり取りを行っていない道理はない。厳しく追及すべきである。すでに広興が当地に到着している。魁倫に伝諭する。すみやかに福寧を解任して取り調べを行うように。糧食管理は広興が引き継いで担当せよ。

福寧がもし自ら説明をし、帳簿を提出し、宜綿、英善がかつて在任中に作成した帳簿もすべて提出できるのなら、罪はなお許されるであろう。もし誤魔化しがあり、それが発覚すれば、重罪に問う。

・九月二十八日（癸未）

No.1022

嘉慶四年九月二十八日、内閣が命令を受けた。

「京師の広寧門外の普濟堂では毎年冬季に貧民への施しを行うが、経費や米穀などの不足が懸念される。ついては特別に京倉の小米300石を支給して、貧民救済に当てる。」

No.1025

嘉慶四年九月二十八日、内閣が命令を受けた。

「岳起（江蘇巡撫）が漕運に関わる積弊を徹底的に調査するよう上奏した。指摘している錢換算の際の過剰な徴収や、旗丁による強請についての指摘は実に適切である。別のリストには船団を動かす際の費用、出発に際しての陋規（多様な名目での金銭徴収）、南帳、北帳

5 胡齊崙の供述は、No.989、No.1004に収録されている。

などの名目が挙げられており、実に詳細な調査によって積弊を洗い出したものといえる。これによって項目ごとに予算を精査し、ひとつひとつ禁止し、漕運の肅正を期すべきである。しかし、指摘されている弊害のうち、いくつか調査が足りない部分がある。

例えば毎年倉を開けるにあたり、その地の紳衿が同姓の人々の納税を代行し、差額をみずからの懐にいれ、倉に納めるに際して、便宜を独占しているという。これはあるいは、かつて任じられていた職官の等級に応じて、それぞれ漕運関係の陋規を得ているのではないか。たとえ举人、監生、生員の悪辣な者でも、その中から利益を得ており、州県当局はその勢力を恐れてやむを得ず従っている。善良な人民からは好き勝手に過剰に徴収し、忌むところもない。これは厳しく禁止すべきである。

また上奏文には、担税世帯が湿気たり混ぜ物のある下米を用いて、納税義務をこなして官に押し付けているとあったが、これは確かなものとはいえない。民衆は一年中耕作に努力しており、幸いにも収穫があったときに、どうしてわざわざ良い米を倉に納め、速やかに納付を終えようとしなことがあろうか。たとえ実際には乾燥して混ざり物がなくても、州県の役人が難癖をつけ、受取りまで長い時間待たせて、銭に換算する機会とするのである。これを民衆が敢えて湿気たり混ぜ物のある下米を官に押し付けているといえるだろうか。このようなことは絶対に有り得ない。岳起は旗人であり、地方官となってからそれほど時間も経っていないので、これらの事情を理解しておらず、州県に愚弄されているのである。

それ以外に羅列されている各項目には根拠がある。漕運に関わる地域の総督・巡撫は、みな一律に調査し対処すべきである。ただし、各省の過剰な徴収は同じかもしれないが、正規の費用のあり方は様々である。岳起の上奏のとおり徹底的な調査を行い、各船団が受取り、用いるべきものと、通州に到着するまでの沿途の経費・陋規をそれぞれリストにして上奏せよ。ごまかしや遺漏はあってはならない。

蒋兆奎は勤務態度はもとより清廉潔白で、現在朕の委任を受けて漕運総督の重任にあるので、弊害を除くことに尽力すべきである。漕運の船団が淮河を通過する際のくじ引きや、途中で人員を派遣して運行を督促する場合には、以前から経費が発生していた。蒋兆奎は陰に陽に調査を行い、弊害を永遠に絶つようにせよ。倉場侍郎達慶と鄒炳泰は、以前から共同で任務に当たったことがあり、心を合わせて適切に対応できるだろう。鄒炳泰は通州で教育にあっていた（乾隆六十年に順天郷試副考官）こともあり、倉場の弊害についてはもともと知っている。厳しく調査し禁止すべきものについては、いずれも慎重に調査して、書吏、經紀などの役人にこれまでの弊害を続けられる事のないようにせよ。しかし対応を急ぐあまり、意図的に苛求してはならない。もし実行が難しいものを無理に一時に進めてしまうと、長続きせず、すぐに空文となってしまう。

結局のところ、州県が民衆から過剰に徴収しているのは、旗丁が必ずや州県に兌運の費用の増加を求めるからである。漕運総督、巡漕御史、倉場侍郎の各衙門はさらに旗丁に対して繰り返し費用を求めており、その実、尽きることのない苦しみをこうむるのは、わが民衆な

のである。いま諸々の費用を禁絶しており、旗丁の支出が不足することはないので、どうして再び州県にせびることがあるだろうか。州県は既に免費を省いており、どうして民衆から過剰に徴収できようか。

收漕（漕運米の付加徴収）によって財政上の欠損を埋める、というのは州県の言い逃れに過ぎず、おそらく実態はない。現在、漕運業務を整理するにあたっては、必ずその不正の源流を突き止めてこれを根絶し、民間に恩恵をもたらすべきである。旗丁の輸送関連費用については、さらなる周到な計画が必要であり、彼らをわずかでも困窮させてはならない。すでに戸部から議覆があった通り、蔣兆奎が上奏した旗丁への手当支給については、既に漕運関連の総督・巡撫に調査検討するよう指示してある。彼らの意見が届き次第、また命令を下す。まずは今回のことについて、漕運に関する総督、巡撫と漕運総督、巡漕御史、倉場侍郎の各衙門に伝えよ。」

・九月二十九日（甲申）

No.1028

軍機大臣が両広総督の吉慶、広東巡撫の陸有仁に伝える。嘉慶四年九月二十九日、命令を受けた。

「吉慶らの上奏によれば、農耐の阮進定らが安南と戦い、嵐にあって広東に漂着したので、食糧を与えて本国へ送還することを求めてきた。撫恤は行うべきであるが、安南国王阮光纘は現在、（朝貢冊封関係があり）正朔を奉じている。安南と戦っている阮進定らを丁重に扱って、もし阮光纘がその件について使節を派遣して問い合わせしてきた場合、どのように答えるつもりなのか。そもそも朕が親政を開始したので、農耐のものたちはそこに妄りに希望を見出して、（乾隆末年の）黎氏と阮氏交代の翻案を目論むかも知れない。今回の提案は認めない。

また安南阮氏は天朝に畏服すること既に長く、一方で農耐地方の沿海には海賊が拠点を作り、略奪品を処分しているというので、農耐のものたちも善類とは言い難い。吉慶らがもし阮進定らを追い返さなければ、すぐに農耐から助力を願う使節が来て、別の問題が生じるであろう。しかし、阮進定を捉えて安南に突き出すこともしてはならない。ただ、一般的な救済措置を講じたうえで、勝手に帰らせれば良い。

吉慶らは商船に乗せて送還させたいというが、安南側にそのことを知られたら、安南側は（自分たちは朝貢しているのに）清朝は自分の仇敵を助けていると考えるだろう。朝貢国の撫馭する道に反しているではないか。吉慶、陸有仁に強く戒める。汝らは命令に従って処理を行うだけでよい。軽々しく辺疆で戦端を開くようなことをしてはならない。慎重に行え。この命令を四百里の駅伝で伝えよ。」命令に従い伝える。

No.1029

軍機大臣が両江総督の費淳に伝える。嘉慶四年九月二十九日、命令を受けた。

「費淳が、揚州府で公議を刊刻し、規定に違反した捐納を告発した件について上奏した。そこには、「塩務を代行して塩引を受取り、納税をする商賈が捐納を行うことが許されているのかどうか、担当部局に命じて議論させ、明確な基準を設けて、それに合わせて処理したい」とあった。

この上奏は不適當である。奴僕が身分を偽って捐納を行うことは明確に禁止されている。今回の事案の林松と黄鑾が単なる商人であれば、捐納禁止の規定に該当しない。もし商家の雇工人や長随である場合は捐納を認めないだけでなく、規定に違反した罪に問わねばならない。ましてや廝役という語は、身分の下賤なものを指している。彼らが商人の仲間であれば、商賈とするのはおかしい。もし実際に廝役であるならば、商人と同列にしてはならない。費淳はこの案件を処理するにあたり、彼らが実際に商賈であるのかどうか、しっかり確認してから例に基づいて処理するべきであり、どうして担当部局の検討を求める必要があるのか。

費淳に命令を伝えて戒めるとともに、なお厳密に審理させよ。もしこの件の林松と黄鑾が商賈であるならば、熊官梅の例に照らして処理案を提案せよ。もし別に誣告があったのならば、根拠を示して報告せよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える⁶。

No.1030

嘉慶四年九月二十九日、内閣が命令を受けた。

「江蘇学政錢樾の上奏に、「最初に騒ぎを起こして、既に生員の称号を剥奪された馬照、袁仁虎、王元辰の身分を誤って回復してしまった。命令を受け取って訓戒を受けた後、馬照ら三名の（生員としての）衣服や頂帯を剥奪して取り調べたことは誤りであった。担当部局から厳加議処にしてもらいたい」とあった。

錢樾には以前の謁見終了時に口頭で訓令を行い、今回の事案で身分を剥奪した生員が、もし不当な扱いを受けていたなら（生員としての）衣服や頂帯を返還すべきであると伝えたが、そのときには馬照など三名を指名してはいない。錢樾の理解は曖昧であり、彼らの身分を一度回復し、命令を受け取った後に始めて衣服と頂帯を剥奪したのは、もとより相応の罪がある。ただし当初の指示を十分に理解していなかったのみで、既に命令に従って対応を改めている。自ら担当部局からの厳加議処を求めた件については、特別に寛免するが、担当部局からの議処とせよ。」

6 上諭で言及される熊官梅の例とは、嘉慶三年に山東省歷城県の知県である熊官梅が「出身卑賤、官声狼籍」と弾劾されたものである。熊官梅は元長随であった。（『仁宗睿皇帝実録』卷36、嘉慶三年十二月二日／辛卯）。

『仁宗睿皇帝実録』巻52

礼部が上奏した。旌表の対象となる婦女は、これまでは一人ごとに一坊を与えていた。現在、殉難した人は非常に多い。各州県ごとに、まとめて一坊を建てて、婦女の姓名を刻むようにしたい。また戦死した官員で、一家で任に随って被害にあった場合も、旌表の対象にするべきであるので、原籍地に坊を建てて入祠させるべきである。以後はいずれも、このように対処したい。陛下はこれに従った。

・九月三十日（乙酉）

『仁宗睿皇帝実録』巻52

軍機大臣に命じる。以前、青海親王の索諾木多爾濟らが、近年、生番がしばしば遊牧している家畜などを略奪するため避難しているが、奎舒が対応していないと理藩院に申し出た。理藩院から代理上奏があり、奎舒を革職とし、松筠に取り調べを行わせている。

今回、奎舒が提出した生番に関する上奏をみた。奎舒は臆病で無能であり、わずかに熟番の千戸などを追撃に派遣し、主犯を逮捕し、家畜を取り戻そうとしているが、生番には以前から頭目がおらず、対象となる地域も非常に広いことを考慮に入れないで、どうして追跡などできるだろうか。

朕は生番に頭目を一名置き、六品か七品の頂帯を与え、治安維持に協力させるべきだと考えている。今後、再び略奪事件があった場合、対処が容易になるよう望むものである。松筠はチベットにいること久しく、外番の状況をよく理解している。すぐに検討して対応するように。松筠は別の意見があれば、事実に基づいて上奏してもよい。総じて辺疆に問題が起こらないようにせよ。

また上奏によれば、索諾木多爾濟らによる申し出により、托遜諾爾などの地域で設けられている郭羅克を防ぐための卡倫を、蒙古が遊牧している付近に移すとあったが、特に誤っている。郭羅克は近年、卡倫が厳密に運用されているため、略奪の被害を受けていない。いま卡倫を撤去すれば、郭羅克の賊が隙を突いて略奪にやってきたときにどのように防衛するつもりなのか。松筠に命ずる。すみやかにこれまで通り卡倫を置くように。奎舒の臆病な態度についてもあわせて調査し、上奏せよ⁷。

おわりに

九月二十一日、閩浙総督の書麟、福建巡撫の汪志伊は福建省福寧府での棍徒取り締まりを

7 奎舒は西寧辦事大臣を革職されたが、翌月には伊犁領隊大臣に任命された。ただし嘉慶期には理藩院主事や員外郎を務めるにとどまった。

命じられた。嘉慶帝は、漳州・泉州地方の天地会に言及しつつ、早急に沈静化するよう命じた (No.974)。

漳州・泉州地方、ならびにその対岸の台湾における械闘の発生や、秘密結社の蜂起は、嘉慶期においても地方統治の課題であった。台湾では乾隆末の林爽文反乱の後も不安定な状態が続いており、嘉慶元年に反乱を計画していた施蘭が摘発され、処刑された。このとき清朝中央は、謀反を企んだ者はただちに凌遲処死とし、未遂であるからといって軽く扱ってはならないと命じた⁸。嘉慶四年には兵士らが武器を持ち民人を殺傷する事件さえ発生し、嘉慶帝は「甚だしい場合は予測できないような考えを抱いて、仲間を集めて監獄を襲ったとしたら、どうするつもりなのか」と、紛争を警戒している⁹。嘉慶帝は海賊に加えて、福建・広東・台湾が内包している紛争の火種も強く警戒していたのである。

九月二十四日には、放牧中の馬を青海の「番賊」に略奪される事件が発生し、陝甘総督の台布、甘肅提督の蘇寧阿が追撃を命じられた。かねてよりチベット・青海での略奪事件がしばしば発生していたが、今回は放牧中の官馬が奪われたのであった。嘉慶帝は、白蓮教反乱のために軍隊を移動させた隙をついたものと指摘し、兵1000名あまりを動員するよう指示した。ただし、大規模な掃討作戦は控え、いたずらに紛争を拡大しないように念を押している (No.990)。略奪された馬をすべて取り戻したと上奏が届くと、嘉慶帝は台布に追撃を禁じながらも、番賊がなおも抵抗するようであれば、軍隊を派遣するよう命じた (No.994)。このような方針の微妙な揺れを含みながら、青海方面の治安維持は、この後も嘉慶帝の政策課題の一つであり続けた。

安南の政変に対しても、嘉慶帝は介入を避けるよう命じた。農耐の阮進定らが広東に漂着し、救助を求めてきたが、嘉慶帝は「吉慶らがもし阮進定らを追い返さなければ、すぐに農耐から助力を願う使節が来て、別の問題が生じるであろう。しかし、阮進定を捉えて安南に突き出すこともしてはならない。ただ、一般的な救済措置を講じたうえで、勝手に帰らせれば良い」、「軽々しく辺疆で戦端を開くようなことをしてはならない」と、政変への不介入を強く命じた (No.1028)。朝貢・冊封関係は介入の口実にもなり得るが、白蓮教反乱だけでなく、西南のラフや青海の略奪にも対処しなければならない清朝にとって、同時期に生じた安南の政変は統治の不安定要素であり、いずれの側にもくみせず静観するという姿勢をとったのであった。

二十九日には、揚州府の商廝の捐納資格をめぐる紛争に対して、上諭が出された。両江総督の費淳は、商廝の捐納を認めるのかどうかを中央で審理するよう求めたが、嘉慶帝は商廝が商人の仲間なのか、廝役であるのかを明確にするよう命じた (No.1029)。その後、江蘇巡

8 『上諭檔』第2冊、嘉慶元年二月二十六日、No.158。

9 『上諭檔』第4冊、嘉慶四年七月初八日、No.669。嘉慶七年には、反乱を計画していた小刀会が摘発され、36名が凌遲処死となっている。『上諭檔』第7冊、嘉慶七年三月初一日、No.163。

撫の岳起の上奏を経て、塩商人と商廝とは飲食起居を共にせず、対等に呼び合う間柄ではなかったと認定された¹⁰。科擧の受験資格や任官資格をめぐる紛争・裁判が増加傾向にあったこと、商廝に関する議論は既に先行研究でも指摘されているが、商廝の事例もまたその一つといえる。

本研究はJSPS科研費18K12522、21K00887の助成を受けたものです。

10 岸本美緒「清代における「賤」の観念 冒捐冒考問題を中心に」『東洋文化研究所紀要』第144号、2003年。宮中檔奏摺嘉慶朝、404005071、嘉慶五年二月十六日。第一歴史档案館所蔵、軍機処録副奏摺、03-1791-010、03-1791-011。